

令和3年神審第3号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾及び同官大野浩出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月23日13時13分

徳島県伊島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

モーターボートB

総 ト ン 数	1.4 トン
登 録 長 7.80メートル	6.66メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力 80キロワット	54キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設けた和船型FRP製釣船で、同室左舷側に舵輪、右舷側に機関遠隔操縦装置、前部に魚群探知機及びGPSプロッターがそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、友人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和2年6月23日06時30分徳島県富岡港を発し、伊島周辺の釣り場に向かった。

a受審人は、07時30分伊島南方沖合の釣り場に着き、投錨して釣りを行った後、同島東方沖合の釣り場を経て、同島北方沖合の釣り場で釣りを続けたものの、釣果が思わしくなかったため、西方に移動することとして釣り場を発進し、13時06分少し過ぎ伊島灯台から018度（真方位、以下同じ。）1.05海里の地点で、針路を242度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、操舵室中央やや右舷側に立って操船に当たり、13時10分伊島灯台から341.5度1,380メートルの地点に達したとき、正船首930メートルのところにBを視認することができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を北方に向けてほとんど移動しない様子から錨泊中であると判断することができ、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場を発進したとき向かう方向を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他

船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、13時13分伊島灯台から305度1,530メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷中央部に前方から62度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を設けたFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日08時30分徳島県橘港を発し、同県高島北東方沖合の釣り場を経て、伊島北西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、09時30分伊島北西方沖合の釣り場に到着して釣りを始め、釣果がなくなったので少し北方の釣り場に移動し、12時00分衝突地点付近で、水深約50メートルの海中に重さ約40 kilogramsの錨を投げ、同錨に長さ約4メートルのチェーンを介して接続した、直径約12ミリメートル長さ約120メートルの合成繊維製錨索を約60メートル伸出して船首部のクロスビットに係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示することなく、機関を停止して錨泊を開始した。

b受審人は、船尾甲板の機関室ハッチカバー左舷側に腰掛けて釣りをし、13時10分衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、右舷船首62度930メートルのところ、Aを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと

思い、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かずに錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、Aに対して注意喚起信号を行わず、更に接近しても機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊中、13時13分僅か前至近に迫った同船を初めて視認したものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部に修理を要しない擦過傷を生じ、Bは、右舷中央部外板に凹損等を生じたが、後に修理された。

#### (航法の適用)

本件は、伊島北西方沖合において、航行中のAと錨泊中のBが衝突したもので、発生地点付近は、海上交通安全法第1条第2項の規定により、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定められた同法が適用されない海域であるので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には航行中の船舶と錨泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、伊島北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、伊島北西方沖合において、釣り場移動のため航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注

意義務があった。しかし、同人は、釣り場を発進したとき向かう方向を一べつして他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、伊島北西方沖合において、釣りを行うため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年7月28日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明